

令和3年度 今治市奨学生募集要領

今治市教育委員会

1 目的

進学意欲を有する者で経済的理由により修学困難な者に対して、学業に必要な資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とします。

2 申請資格

申請者は次の各号に掲げる要件を備える者としてします。

- (1) 今治市に1年以上居住する者又は1年以上居住する者の子
- (2) 令和3年4月に高等学校又は高等専門学校、大学又は専修学校（専門課程）に進学を希望する者
- (3) 学業成績が優秀で修学に耐え得る者
- (4) 経済的理由により修学が困難な者
- (5) 公益財団法人河野育英会、公益財団法人檜垣育英会、公益財団法人加根又育英会の奨学金を受けていない者

3 募集人員

高等学校・高等専門学校に進学する者	15人程度
大学（短期大学を含む）・専修学校（専門課程）に進学する者	25人程度

4 貸付金額

高等学校・高等専門学校に進学する者	奨学金月額	12,000円
大学（短期大学を含む）・専修学校（専門課程）に進学する者	奨学金月額	30,000円

5 貸付期間

令和3年4月から進学する学校の正規の最短修業期間

6 応募書類

- (1) 今治市奨学生採用申請書（様式第1号）
- (2) 世帯全員の住民票 1通（続柄の記載があるもの）
- (3) 市町村が発行する世帯全員の所得証明書（勤務先の発行する源泉徴収票等は不可）
(収入が0の方、小児、学生の方等についても必要)
- (4) 最終在籍学校の長が作成した今治市奨学生推薦調書（様式第2号）

7 応募期間

令和3年2月1日（月）～ 令和3年3月5日（金） 各平日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 応募書類の提出先

今治市教育委員会事務局総務課（今治市南大門町二丁目5番地1 今治市庁舎第3別館(旧今治小学校跡) 2階) 又は各支所地域教育課まで提出してください。

9 奨学資金の貸付時期

- 4月分～6月分まで 6月末までに振込み予定
- 7月分～9月分まで 9月末までに振込み予定
- 10月分～12月分まで 12月末までに振込み予定
- 1月分～3月分まで 3月末までに振込み予定

10 採用者決定の時期と通知

今治市奨学生選考委員会の選考を経て、令和3年4月末日までに採用者を決定し、応募者全員に結果を通知します。

11 採用手続

採用が決定された方には令和3年度今治市奨学生決定通知書が送付され、奨学生貸付手続書類を提出していただきます。(在学証明書以外の書式は、教育委員会で用意します。)

提出書類

- ①在学証明書（進学した学校の証明書）
- ②請求書
- ③委任状（保護者、奨学生それぞれに押印）
- ④口座振替申込書
- ⑤誓約書（連帯保証人は保護者又は保護者であった者。保証人は、連帯保証人と別世帯で今治市内に居住し、独立した生計を営む成年者。署名、実印及び印鑑登録証明書が必要です。）

12 奨学金の返還

貸付金は、進学先の学校を卒業する日の属する月の翌月から1か年を経過した後、高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び短期大学は8年以内、大学は10年以内に、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により全額を返還しなければなりません。

(1) 返還猶予

次のいずれかに該当し、やむを得ない理由により返還が困難と認められるときは、申請によって奨学金の返還を一定期間、猶予することができます。

- ①災害を受け、又は疾病にかかったとき。
- ②引き続き大学、大学院又は専修学校（専門課程）に在学することとなったとき。
- ③引き続き外国において学校に在学することとなったとき。
- ④奨学生であった者が失業状態にあるとき。

(2) 返還免除

本人が、次のいずれかに該当するときは、申請によって奨学金の全部又は一部償還を免除することができます。

- ①死亡したとき。
- ②心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。

13 その他

- (1) 奨学金は無利子で貸し付けます。
- (2) 日本学生支援機構、愛媛県奨学金、その他類似の育英奨学金との併給を認めています。ただし、(公財) 檜垣・河野・加根又育英会については併給を認めておりません。
- (3) 奨学生は毎年、教育委員会の指定する日までに、在学証明書等を教育委員会に提出しなければなりません。

問合先 今治市教育委員会事務局総務課 TEL 0898-36-1611 (担当：別府) FAX 0898-25-1700 メール：kyouikus@imabari-city.jp
--